（別紙１）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10月31 日障発第1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表（変更点は下線部）

●現行

障発第1 0 3 1 0 0 1 号

平成1 8 年1 0 月3 1 日

一部改正 障発第0 4 0 2 0 0 3 号

平成1 9 年４ 月２ 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 2 1 号

平成2 0 年３ 月3 1 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 4 1 号

平成2 1 年３ 月3 1 日

一部改正 障発1 0 0 7 第3 号

平成2 1 年1 0 月７ 日

一部改正 障発0 9 2 8 第1 号

平成2 3 年９ 月2 8 日

一部改正 障発0 3 3 0 第5 号

平成2 4 年３ 月3 0 日

一部改正 障発0 3 2 9 第1 6 号

平成2 5 年３ 月2 9 日

最終改正 障発0 3 3 1 第5 1 号

平成2 6 年3 月3 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号。平成25 年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年９月29 日に公布され、10 月１日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19 年４月１日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18 年４月３日付け障発第0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18 年４月３日付け障発第0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18 年９月30 日限り廃止する。

記

第一 （略）

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18 年厚生労働省告示第523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

１ （略）

２ 介護給付費

（１）・（２） （略）

（３） 同行援護サービス費

①・② （略）

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

（一） 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第20 号から第22 号に掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあっては、平成26 年９月30 日までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ・ウ （略）

エ 基礎研修課程修了者等 →「所定単位数の100 分の70に相当する単位数」（ただし、平成26 年９月30 日までの間に限る。）

オ （略）

（二） 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあっては、平成26 年９月30 日までの間においては、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ・ウ （略）

エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の100 分の90 に相当する単位数」（ただし、平成26 年９月30 日までの間に限る。）

オ （略）

④～⑭ （略）

⑷～⑼ （略）

３ （略）

第三 （略）

●改正後

障発第1 0 3 1 0 0 1 号

平成1 8 年1 0 月3 1 日

一部改正 障発第0 4 0 2 0 0 3 号

平成1 9 年４ 月２ 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 2 1 号

平成2 0 年３ 月3 1 日

一部改正 障発第0 3 3 1 0 4 1 号

平成2 1 年３ 月3 1 日

一部改正 障発1 0 0 7 第3 号

平成2 1 年1 0 月７ 日

一部改正 障発0 9 2 8 第1 号

平成2 3 年９ 月2 8 日

一部改正 障発0 3 3 0 第5 号

平成2 4 年３ 月3 0 日

一部改正 障発0 3 2 9 第1 6 号

平成2 5 年３ 月2 9 日

一部改正 障発0 3 3 1 第5 1 号

平成2 6 年3 月3 1 日

最終改正 障発1 0 0 1 第１ 号

平成2 6 年1 0 月１ 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号。平成25 年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年９月29 日に公布され、10 月１日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19 年４月１日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18 年４月３日付け障発第0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18 年４月３日付け障発第0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18 年９月30 日限り廃止する。

記

第一 （略）

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18 年厚生労働省告示第523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

１ （略）

２ 介護給付費

（１）・（２） （略）

（３） 同行援護サービス費

①・② （略）

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

（一） 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び居宅介護従業者基準第20 号から第22 号に掲げる者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあっては、までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ・ウ （略）

エ 基礎研修課程修了者等 →「所定単位数の100 分の70に相当する単位数」（ただし、平成30 年３月31 日までの間に限る。）

オ （略）

（二） 「身体介護を伴わない場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者にあっては、平成30 年３月31 日までの間においては、研修の課程を修了したものとみなす。→「所定単位数」

イ・ウ （略）

エ 「基礎研修課程修了者等」→「所定単位数の100 分の90 に相当する単位数」（ただし、平成30 年３月31 日までの間に限る。）

オ （略）

④～⑭ （略）

⑷～⑼ （略）

３ （略）

第三 （略）